



令和2年5月29日

神奈川県行政書士会 事務局 御中

一般財団法人建設業情報管理センター
東日本支部

新型コロナウイルス感染症の影響による経営事項審査の特例措置について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、当財団業務についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業者において経営事項審査の受審に必要な書類の作成に遅れが懸念されることから、経営事項審査の受審について、令和3年1月31日まで特例措置を設けるとして、令和2年5月29日付けで別添のとおり発表されました。

経営事項審査の受審の具体的な要件を定める建設業法施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、「令和3年1月31日までの間は、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りる」という内容となっています。

詳細については、下記の国土交通省ホームページよりご確認ください。

また、経営事項審査に携われている会員の皆さま方にご周知いただければ幸いです。

<国土交通省 HP>

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000693.html

敬具

令和2年5月29日

土地・建設産業局建設業課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、 建設業における経営事項審査、令和3年1月31日まで特例を措置

～建設業法施行規則の一部を改正する省令を公布～

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置により、各事業者において経営事項審査の受審に必要な書類の作成に遅れが生じることが懸念されることから、受審に係る特例措置を設けます。

1. 背景

経営事項審査の受審には、前事業年度の財務諸表や貸借対照表の提出が必要であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、金融商品取引法における有価証券報告書の提出期限が延長されたことなどを踏まえ、経営事項審査の受審についても、一定の期間、特例措置を設ける必要があるところです。

2. 内容

経営事項審査については、建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされています。

今回、経営事項審査の受審の具体的な要件を定める建設業法施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間は、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととしました。

※ 令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、令和3年2月1日に間に合うよう余裕をもって経営事項審査の受審する必要があることにご注意ください。

※ 令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度の経営事項審査を受審することは可能であり、その評点は当然有効なものとして取り扱われます。

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業政策企画官 藤井

法規係長 新井、経営指導係長 本多

TEL : 03-5253-8111 (内線 24734) 直通 : 03-5253-8277 FAX : 03-5253-1553